

デイサービスセンター なのはな 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人やわらぎが開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業所及び、指定第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護又は要支援状態にある事業の利用者及びその介護者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

- ① 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③ サービスの提供にあたっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- ④ サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人やわらぎ デイサービスセンターなのはな
- ② 所在地 北海道北広島市共栄町4丁目11-1

(利用定員)

第4条 利用定員は次のとおりとする。

利用定員 20名（指定第1号通所事業定員を含む）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、指定通所介護計画及び指定第1号通所事業計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護等の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 生活祖相談員 常勤換算1名以上
生活相談員は、利用者及び家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他援助を行う。
- ③ 介護職員 常勤換算2名以上
介護職員は、介護その他指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供にあたる。
- ④ 看護職員 1名
看護職員は、利用者の健康管理と看護にあたる。
- ⑤ 機能訓練指導員 2名
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またその減退を防止するための訓練を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、12月30日から1月3日までは休業とする。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 9時30分から16時35分までとする。

(指定通所介護及び指定第1号通所事業の内容)

第7条 指定通所介護及び指定第1号通所事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 介護
利用者の心身の状況に応じて、食事・排泄・入浴・着替え・整容・送迎・その他日常生活上の援助を行う。
- ② 食事の提供
食事は、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。また、利用者の自立支援に配慮し、できるだけ自力摂取できるようにする。
- ③ 機能訓練
機能訓練は利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は、維持のための機能訓練を主体とした、動作回復訓練を行う。
- ④ 健康管理
常に利用者の健康の状況に注意し、適切な対応に努める。

⑤ 相談援助

利用者の心身状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者や家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言援助を行う。

(通所介護計画)

第8条 指定通所介護計画及び指定第1号通所事業計画は次のとおりとする。

- ① 事業所は利用者の心身の状況、希望を踏まえて、機能訓練等の目標、当該の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した、通所介護計画及び第1号通所事業計画を作成する。
- ② 従業者は、それぞれの利用者について、指定通所介護計画及び第1号通所事業計画に従ったサービスの実施状況及び、目標の達成状況の記録を行う。

(利用料等)

第9条 利用料については次のとおりとする。

- ① 指定通所介護及び指定第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法廷代理受領サービスであるときは、その1割～3割とする。
- ② 上記サービスを利用した際に、介護保険の区分支給限度基準額を超えた場合は、限度超過分を以下の金額で自費利用とすることができる。
指定通所介護・・・3,000円/回
指定第1号通所事業・・・2,000円/月
- ③ 食費として1日に630円を徴収する。
- ④ その他、おむつ代、レク活動等材料費は実費徴収する。
- ⑤ 前項の支払いを受ける場合、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 北広島市、恵庭市、南幌町、江別市、札幌市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- ① 事業所内での飲酒はしないこと。
- ② 喫煙は決められた場所ですること。
- ③ 従業者の指示に従うこと。
- ④ 医師から利用中止の助言があった場合は速やかに利用を中止すること。
- ⑤ 前項の留意事項を故意に違反した場合は、サービスの中止を行うことがある。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定通所介護及び指定第1号通所事業にあたる従業者は、現に指定通所介護及び指定第1号通所事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(風水害、地震等非常災害対策)

第13条 風水害、地震等、非常災害時に適切に対応するために、非常災害に対する具体的計画を立てるとともに、計画に基づき、定期的に避難・救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(衛生管理)

第14条 事業所内に於いて、感染症が発生、又は蔓延しないように、必要な措置を講ずるとともに器具・飲料水・設備等は衛生的な管理に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 指定通所介護及び指定第1号通所事業にあたる従業者は、資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後に於いても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- ② この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人やわらぎと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画)

第16条 非常災害時及び感染症発生時に於いて、利用者の安全を確保しつつ、必要最低限のサービスの提供を円滑に行うために、業務継続計画（BCP）を策定する。

- ① 非常災害時における業務継続計画の策定と年に2回以上の訓練を実施する。
- ② 感染症発生時における業務継続計画の策定と年に2回以上の訓練を実施する。

(虐待防止・身体拘束適正化のための取り組み)

第17条 虐待防止・身体拘束等適正化のための取り組みを次の通り行う。

- ① 虐待防止のための指針及びマニュアルの策定と研修の実施
- ② 身体拘束等適正化のための指針及びマニュアルの策定と研修の実施
- ③ 法人内に虐待防止及び身体拘束適正化委員会を設置し、3ヶ月に1回以上の委員会を開催する。

- ④ 施設にて1名の委員を配置し、委員会からの報告に従業者に周知する。

(附則)

この規定は平成19年5月1日から施行する。

この規定は平成20年8月1日に変更する。

この規定は平成21年7月1日に変更する。

この規定は平成21年11月1日に変更する。

この規定は平成22年1月1日に変更する。

この規定は平成22年3月29日に変更する。

この規定は平成22年8月1日に変更する。

この規定は平成22年9月1日に変更する。

この規定は平成24年4月1日に変更する。

この規定は平成28年1月1日に変更する。

この規定は平成28年5月1日に変更する。

この規定は平成29年2月1日に変更する。

この規定は平成29年4月1日に変更する。

この規定は平成29年8月1日に変更する。

この規定は平成30年7月1日に変更する。

この規定は平成31年2月1日に変更する。

この規定は平成31年4月1日に変更する。

この規定は令和2年10月1日に変更する。

この規定は令和4年4月1日に変更する。

この規定は令和4年8月1日に変更する。

この規定は令和6年1月1日に変更する。